

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.215
MARCH.2025ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

特集	子ども家庭支援	1
	子ども家庭支援における権利擁護の在り方	1
	子ども家庭ソーシャルワーカーが誕生します!	3
	2024年度第2回都道府県ばあとなあ連絡協議会 開催報告	3
	民事法制と社会福祉との一体的改革の実現に向けて	4
	— 専門家会議第二期基本計画中間検証報告書に注目 —	4
	能登半島地震における活動状況と今後の方向性について	5
	居住支援に関する動向について	6
	社会福祉士会における司法福祉への取組みの検討について	7
	第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)	8
	「ご縁の国・しまね」お待ちしております!!!	8
	2026年度の全国大会は「縄文の里あおもり」で開催します	9
	2024年度臨時総会を開催します	9
	生涯研修制度 2024年度専門課程修了認定申請受付について	10
	3月は自殺対策強化月間です	12
	社会福祉士に求められる自殺予防対策	12
	役員改選情報 次期理事候補者決まる	13
	情報コーナー	13
	四谷事務局だより	14

特集 子ども家庭支援

子ども家庭支援における権利擁護の在り方

日本社会福祉士会 理事(子ども家庭支援担当) 栗原 直樹

本会は、児童虐待・社会的養護、子どもの貧困、いじめ対策など、子どもの権利擁護のためのさまざまな取組みは、子ども家庭分野に留まらずソーシャルワーカー全体の共通課題であるという認識の醸成を図るとともに、都道府県社会福祉士会における取組みへの支援を行う必要があるととらえています。

今回の特集では、子ども家庭支援における権利擁護の在り方に関する本会の取組みをご紹介します。

2016(平成28)年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護、児童虐待対応の体制強化、新しい社会的養育の推進が明確化されました。2022(令和4)年の法改正では、子どもの意見表明支援や一時保護の司法審査が導入されるなど、国際標準を踏まえた、より具体的な施策の展開が進められています。また、いじめ対策においては、国から、従前の教育委員会等における対応に加え、各自治体の首長部局における重大事案の検証やいじめ防止対策の推進との両輪での対応方策が示されました。

そして、2023(令和5)年に子ども家庭庁が創設され、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども家庭福祉分野における情勢が大きく変化しています。例えば、2024(令和6)年度から、す

べての子育て家庭を支援するため市町村は、子ども家庭総合支援拠点、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の両機能を有した、包括的な支援を行えるワンストップ相談窓口としての「子ども家庭センター」が設置されることになっています。

このような状況を受けて、行政機関と連携しながら地域に密着した活動を行うソーシャルワーカーへの期待がさらに増すことと思われます。さらに、2024(令和6)年からは「子ども家庭ソーシャルワーカー」の認定資格制度が始まり、ソーシャルワーク専門職として、これまで以上に子ども家庭分野への積極的な関与が求められています。

県士会を対象とした 「スクールソーシャルワーク等 に関するアンケート調査」の実施

2024年6月、都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）を対象とした「スクールソーシャルワーク等に関するアンケート調査」を実施しました。県士会におけるスクールソーシャルワーク等に関する活動の状況について全国調査を行うのは7年ぶりであり、比較のため7年前とほぼ同じ調査項目にて調査を実施しました。調査結果から見えてきた傾向と課題について、以下のとおり報告します。

スクールソーシャルワークに関する取組みについて、「県士会として取り組んでおり、子ども家庭支援委員会の活動に位置付けている」と回答した県士会は、2017年度は33県士会ありましたが、2024年度には25県士会であり、「子ども家庭支援委員会」がこの7年間で減っていることがわかりました。さらに、委員会組織の在り方は県士会によりさまざまですが、「子ども家庭支援委員会は設置しておらず、スクールソーシャルワーク委員会などの独自の委員会等を設置し、活動を位置付けている」県士会が8県士会、「子ども家庭支援委員会は設置しているが別委員会の活動に位置付けている」県士会が1県士会という状況でした。

また、スクールソーシャルワークに関する研修会について、「実施している」または「実施予定」と回答した県士会は、2017年度には35県士会ありましたが、2024年度は28県士会となっていること、また、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けて、改善が必要だと思われることについて、「雇用の安定」が多く回答されていることから、研修の充実化と雇用の安定が共通の課題であると感じました。

さらに、今回の調査では調査項目を追加し、こどもの意見表明等支援事業に関する県士会の取組状況も調査しました。「県士会として取り組んでいる」と回答した9県士会の取組内容として意見表明等支援員養成研修の実施や意見表明等支援員の派遣など、

さまざまな取組みがあげられました。これらの取組みはいずれの県士会にとっても初めての事業であり、活動形態も異なり、手探りの状態であることがわかりました。また、これから意見表明等支援事業に関与する予定の県士会も複数見受けられました。この結果をふまえ、本会子ども家庭支援委員会は、県士会における取組推進のため意見表明等支援事業に関する情報交換会を企画しました。

意見表明等支援事業に関する 情報交換会の開催

2025年1月6日（月）に、県士会の担当理事、委員、事務局担当者等を対象に意見表明等支援事業に関する情報交換会をオンライン開催し、約90人が参加しました。

情報交換会では、意見表明等支援員養成事業に取り組んでいる県士会の担当者からそれぞれ現在の取組状況について報告が行われ、参加者からの質疑応答が行われました。

取組状況報告では、主に意見表明等支援事業を行うまでの経緯や活動内容について報告がなされました。県士会独自の養成研修の実施や県主催の養成研修受講者の県士会からの推薦、一時保護所や児童養護施設、里親家庭などへの定期的な訪問、電話相談窓口の整備など、さまざまな取組みが報告されました。

質疑応答では、具体的な実務や実際にこどもから意見を聴き取り、持ち帰り、施設からのフィードバックを受けるまでの流れについて、県士会独自の養成研修の企画までの道筋など、実際にこれから意見表明等支援事業に取り組む、あるいは事業に関心のある県士会から、具体的な取組みの際のイメージに関する質問が多くなされ、活発な情報交換の場になりました。現在、取組みを行っている県士会だけでなく、これから本事業に取り組んでいく県士会にとっても実りのある情報交換会になりました。

こども家庭ソーシャルワーカーが誕生します！

初めての「こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験」が実施されました。多くの社会福祉士が受験し、こどもの権利擁護や虐待対応に期待が寄せられています。

〔第1回目の試験が実施〕

第1回目の「こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験」は、2025（令和7）年3月9日（日）に法政大学市ヶ谷キャンパスにて、一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「センター」）により実施されました。今回の試験には、こども家庭福祉に関する相談援助業務の経験を有する多くの社会福祉士が受験しました。今後、試験の合格者がセンターに資格登録申請を行うことにより、2025年4月にこども家庭ソーシャルワーカーの第1期生が誕生します。

資格取得者には、こども虐待への対応など、こどもの権利擁護の推進にかかる大きな期待が寄せられています。

〔こども家庭ソーシャルワーカーとは〕

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格です。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福

祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられています。

資格取得には、ルートごとに設定された所定の研修を修了の上、試験に合格し、センターに登録することが必要です。なお、試験は今後も毎年1回以上実施される予定です。

一財)日本ソーシャルワークセンター
こども家庭ソーシャルワーカー認定
資格特設サイト →



〔資格取得促進事業について〕

こども家庭庁では、2024（令和6）年度から「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」として、研修受講費や見学実習受入施設等への代替職員配置の補助などに取り組んでいます。2025（令和7）年度からは、資格取得者の配置促進として、1人あたり月額20,000円を基準額とした手当ての補助も追加される予定です。（都道府県などの自治体が資格取得促進事業を行うことが必要となりますので、事業実施の有無を含め、詳細は各自自治体にご確認ください。）

2024年度第2回都道府県ぱあとなあ連絡協議会 開催報告

都道府県権利擁護センターぱあとなあ担当者向けの全国会議である「第2回都道府県ぱあとなあ連絡協議会」が、11月10日（日）、ビジョンセンターグランデ東京浜松町にて、44県士会、71人の参加により開催されました。

今回は、4年ぶりに参集形式で行うことを活かし、午前、午後にグループ協議を組み込み、じっくり協議する時間を確保しました。午前中に行われたグループ討議1では「県士会における実務について」と題し、参加者が事前に「後見に関する実務」「虐待対応に関する実務」「権利擁護支援に関する人材



上山泰教授による基調講演の様子

育成」という3つのテーマから選択し、テーマ別のグループに分かれて協議を行いました。

午後は、まず「地域共生社会の推進における権利擁護支援と社会福祉士会への期待」と題して、新潟大学法学部の上山泰教授による基調講演が行われました。基調講演では、「成年後見制度利用促進専門家会議」、「法制審議会民法（成年後見等関係）部会」「地域共生社会の在り方検討会議」という国レベルの3つの会議体で行われている議論が紹介されるとともに、民法改正に伴う政策課題と社会福祉士への期待が述べられました。基調講演を受け、グループ協議2では「地域共生社会の推進における権利擁護

支援に向けて」と題し、社会福祉士と社会福祉士会に求められる役割を担うため、どのような視点・取組みが求められるか、グループで協議を行いました。

参加者アンケートでは、「終わることのできる後見制度を実現するためには、制度の改正だけではなく、社会資源の開発やネットワーク構築など、広範囲に考える必要があることがよくわかった」「地域共生社会というワードが、美辞麗句にならないように足元に目を向け地道に取り組みたい」など、法改正後を見据え、今後の実践に向けた感想が寄せられました。

民事法制と社会福祉との一体的改革の実現に向けて

— 専門家会議第二期基本計画中間検証報告書に注目 —

日本社会福祉士会 理事（後見担当） 星野 美子

法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会での審議は第13回まで実施されました（1月末現在）。検討すべき各項目に沿って、二読目が終了し、第14回（2月以降）からは、三読目に入ります。

成年後見制度の後見類型・保佐類型は、本人の能力が医学的な判断のもと回復したと判断されない限り終わりません。法制審議会では、終わらせられる制度にするために、①制度の開始の要件をどう考えるか、②成年後見人等に付与される権限の範囲をどう考えるか、③成年後見制度の期間の設定や見直しのタイミング・方法をどう考えるか、④成年後見人等が現行の解任・辞任以外に交代する仕組みをどう考えるか、⑤成年後見人等の職務とは何なのか（身上配慮義務の具体化）など、さまざまな論点から、そして多様な立場から、協議検討が進められています。

その際に、必ず出てくるのは、成年後見制度を終わらせることができたあとの本人への権利擁護支援の仕組みはどうなっているのか、どうあるべきか、ということです。この部分と深く関わるのが、現在厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議で行われている第二期基本計画の中間検証と、3月に提示される報告書です。

私たちが暮らす地域のなかで、それぞれの生活における課題や支援を必要とする場面において、本人への意思決定支援がどのようになされているのか、また、本人が必要とする仕組みをどのように構築していくのか、既存の仕組みを見直しながら、新たな取組みを進めていくことが大切です。

この大きな改革の時代に立ち合う私たち一人ひとりが向き合うことが求められています。

※1 法制審議会の資料は法務省のHP、成年後見制度利用促進専門家会議の資料は厚生労働省のHPをご覧ください。
※2 法制審議会に関する記事は「ニュースNo.213」からの連載です。バックナンバーはHPでご覧いただけます（掲載は2年度分）。

能登半島地震における活動状況と今後の方向性について

日本社会福祉士会 副会長（災害支援担当理事） 岡本 達也

全国の皆さまからの支援への感謝

発災から1年が経過し、全国の皆さまから心温まるご支援をいただき心より御礼申し上げます。

この1年は被災地とその住民にとって非常に困難な時期でした。発災直後には多くの建物が倒壊し、道路やインフラも大きな被害を受け、迅速な救助活動と避難所の設置が行われました。全国からの支援に感謝しております。

地震の直接的な被害に加え、能登半島豪雨の影響もあり、多くの人々が避難生活を強いられ、その中で健康問題や心理的ストレスが深刻化しました。特に高齢者や支援を要する方々にとっては、避難生活は非常に過酷でした。2025年1月9日現在、死者505人のうち災害関連死は277人で、さらに270人が申請中との報道があります。未だ復興半ばで将来への不安を抱える被災者が多く、災害関連死の対策が急務となっています。継続した長期的な対策が必要です。

支援活動の状況と支援金の活用状況

発災直後から、日本社会福祉士会と石川県社会福祉士会は、日本社会福祉士会災害対応ガイドラインに基づき、ソーシャルワークを基盤とした支援を開始しました。現地のニーズや要請に応じて、被災地が主体となる支援活動を行い、終了後を見据えた継続的なサポートも進めています。これまでに石川県内や東海北陸ブロック、全国の社会福祉士の皆さまに支援活動に参加していただいています。

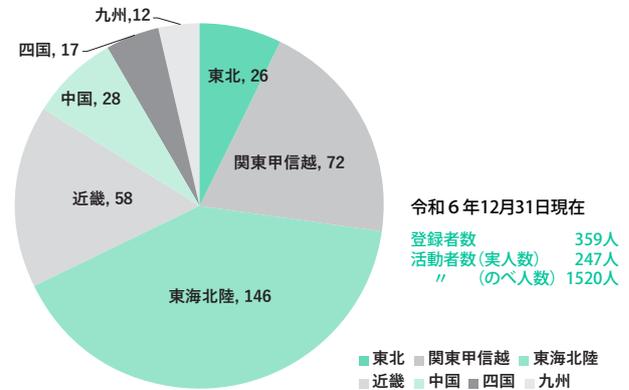
2024年12月31日現在、支援活動者の登録者数は359人に達し、活動者数はのべ1,520人、実人数では247人に上ります。（円グラフ参照）

皆さまから寄付いただいた活動支援金は、石川県社会福祉士会の避難者交流「あつまらんけ～のと」相談員事業、物資配



訪問活動前の準備の様子
(石川県地域支え合いセンター金沢にて)

都道府県社会福祉士会からの活動登録者の状況（ブロック別）



布、事業拠点活動場所修繕費、契約費用、支え合いセンター応援職員等派遣費用、移動用自転車、事務費などの活動に充当されています。

今後の支援活動と法制度の見直しの方向

今後は、被災地の変化や被災者のニーズに合った活動を行う体制を構築し、被災者見守り活動にテーマ別の専門的なアプローチを実施します。これまでの訪問実績を踏まえ、重点テーマを設定し、災害ケースマネジメントを実施する予定です。

国は能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策関連法制の見直しに取り組んでいます。高齢者や要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービス」を追加し、福祉関係者との連携を強化する方向性を示しています。これに合わせ、日本社会福祉士会も皆さまのご意見を伺いながら支援活動に取り組んで参ります。ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

	活動名	期間	依頼元	活動内容
1	被災者向け支援物資提供依頼（SNS発信）及び支援物資緊急配布・相談会 「あつまらんけ～のと」金沢市福祉情報プラザ	2024年1月4日～12月21日	自主活動 ↓ 金沢市社協（1月27日～事業移管）	・被災者へ支援物資提供 ・支援活動を行う方へ支援物資提供 ・介護や子育てなど相談窓口の紹介 ・被災者支援に関する各種情報提供 ・石川県社会福祉士会会員が主に活動
2	1.5次避難所等へ社会福祉士派遣（能登被災者避難所相談支援業務委託）	1月16日～7月31日	金沢市福祉健康局 介護保険課	・金沢市所管の1.5次避難所等（額谷ふれあい体育館・老人福祉センター等）の避難者の相談支援 ・主に「高齢者の介護ニーズ」を把握し、必要な介護保険サービスや関係機関につなげることが目的 ・高齢者以外の相談や総合的な相談窓口としても対応 ・北陸3県社会福祉士会会員が主に活動
3	地域支え合いセンター金沢へ社会福祉士派遣（被災者見守り・相談等支援事業）	3月8日～	石川県健康福祉部 厚生政策課 金沢市社協	・2人ペアで孤立防止のための見守り訪問（仮設・みなし仮設・公営住宅）金沢市内の約2,700世帯が対象 ・全国の社会福祉士会から応援派遣あり。県内全域応援派遣可

石川県社会福祉士会の被災者支援活動

多様な住まい方を考える！

～居住支援の重要性～

○居住支援に関する国の動向

2024（令和6）年2月に発出された「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ」では、「住宅確保要配慮者に対する居住支援は、住宅確保要配慮者の各属性の状況に応じ、住宅の確保等に関する相談等の入居前支援に加え、入居後の見守りや生活面の支援など、入居前から入居中、退居時（死亡時）まで、さまざまな支援が求められている」ことなどが記載されています。

すまいの重要性については、2016（平成28）年の地域包括ケア研究会報告書においても、地域包括ケアシステムを示す植木鉢図で5つの要素（すまい・医療・介護・予防・生活支援）の1つとして示されています。

そこで本会では、「すまい」について改めて重点的に検討することを目的に、「多様な住まい方を考える」をテーマに、2024年度地域包括ケア全国実践研究集会を12月14日（土）にオンラインで開催しました。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「(地域包括ケア研究会) 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」2016年

○地域包括ケア全国実践研究集会の開催

基調講演は、立教大学の川村岳人先生に「居住支援に向けたソーシャルワーク実践の課題と展望」についてお話いただきました。

川村先生は、「地域福祉の政策化」の時代に「地域住民になれない」あるいは「地域住民であり続けることが脅かされている」人々が存在することが話されました。こうした人々が安定した地域生活を送れるように、本人のみならず地域を対象にソーシャルワーク実践を展開することが求められていると説明されました。

シンポジウムでは、居住支援を実施している3団体に取組みを発表していただきました。

「社会福祉法人 悠々会」の陶山氏からは、住宅確保用配慮者からの電話相談、法人契約のサブリース方式による住宅の提供と入居中の支援、移動支援の取組み等が、「GOOD LIFE HOLDINGS 株式会社」の紀氏からは個別サポート付き障がい者向け住宅の提供、空き家の利活用、短時間勤務をするスタッフを多く雇用し、地域の力を少しずつ集める地域コミュニティ支援型運営としての取組み等が、「広島県社会福祉士会」の岡崎氏からは、シェルター事業、刑余者の支援等が報告されました。

その後、地域にすまうことの難しさについて、どのようなことに取り組むべきかディスカッションを行いました。「住宅を探す時に本人の意思決定をどのように考えていくか、本人と伴走していくことが重要」「制度だけではなくインフォーマルな資源も活用していく必要がある」という意見等があげられました。

○社会福祉士として居住支援を学ぶ重要性

最後に、川村先生は、すまいの問題だけ抱えている方は少なく、複合的な課題を抱えていると認識し、今後のソーシャルワークには、すまいの問題を切り口にして今までつながりがなかった方を支援する観点が重要であると述べられました。また、専門的な支援に繋げるだけでなく、地域のステークホルダーと関係性を築きながら協力体制を作ることも重要であるとまとめられ、研究集会は終了しました。

研究集会を通じて、仕事や財産があっても高齢というだけで家を借りることが難しい場合や、矯正施設から出所した後の帰宅先、障がい者の親亡き後の問題など、「居住」についての問題が分野を問わず重要であることが示されました。

日本社会福祉士会
LINE 公式アカウント 友だち募集中！



本会研修情報やソーシャルワークに関する最新の情報をお届けします！

社会福祉士会における司法福祉への取組みの検討について

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

司法領域においては、矯正施設、更生保護施設、地域生活定着支援センターおよび地方検察庁などに社会福祉士の配置が進んでいます。この領域において、社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮するためにどのような取組みを実施していくかなどについて、12月1日(日)に「司法福祉担当者会議」を開催しました。県士会の司法福祉担当者が集まり「県士会における取組み及び課題の共有」および「今後、社会福祉士会が司法福祉において取り組むべき事項」について意見交換を行いました。

○社会福祉士会における取組み及び課題の共有

各県士会における取組みや感じている課題について、グループディスカッションで以下のような内容が共有されました。

- ・リーガル・ソーシャルワークを考える場合、生活困窮や成年後見等、さまざまな分野との連携も重要となるため、リーガル・ソーシャルワークという分野を単体で考えていくことは難しい
- ・更生支援計画を作成する担い手がない
- ・長期間の支援が必要となる場合、支援を個人で継続していけるかという不安がある。組織として対応していく必要についても検討が必要
- ・県士会のブロック毎に情報交換や取組みを検討していく場も必要となってくるのではないかと

○社会福祉士会が司法福祉において取り組むべき事項について

「社会福祉士会における取組み及び課題の共有」を踏まえ、社会福祉士会全体としてどのように司法福祉に取組みをしていくべきであるか、グループディスカッションで以下のような内容が共有されました。

- ・同じ人間への支援であるという視点を持つこと、司法福祉に関わっていない人にも、どこで関わるか分からないので、司法領域で社会福祉士に求められることを知っていただく必要がある
- ・養成カリキュラムも変更となっているので、既卒者もアップデートする必要がある
- ・更生支援計画の実行には、作成者だけではなく、地域・行政等をまきこんで体制整備をしていく必要がある
- ・成年後見(ぱあとなあ)のようにしっかりとした体制をどのように構築していくかが課題

司法福祉については、矯正施設や更生保護施設

のみならず、出所後に地域で生活する場合の居住支援や、障がい者であった場合の支援、高齢であった場合の福祉サービスの利用等、さまざまな分野で働く方々にも関わる内容であること、当事者を支援していく体制の構築が重要であることなどが、2つのディスカッションをとおして改めて確認されました。

○来年度の取組みについて

会議での意見を踏まえ、本年度に引き続き、各県士会の情報交換等の場として、司法福祉担当者会議を引き続きオンライン開催を予定しています。また司法福祉に関するテーマの研究集会を開催予定です。

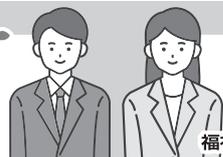
さらに、更生支援計画の作成方法に関する説明資料や、刑事司法や更生支援計画に関するe-ラーニング作成なども作成する予定です。

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見業務を力強くサポート。

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2026年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認下さい。

法律とコンピューター
株式会社リーガル

<https://www.legal.co.jp/>

本社 TEL 089-957-0494
 東京営業所 TEL 03-5360-1755
 名古屋営業所 TEL 052-856-2090
 大阪営業所 TEL 06-6940-3440
 福岡営業所 TEL 092-432-9078



第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)

「ご縁の国・しまね」でお待ちしております!!!

一般社団法人島根県社会福祉士会 会長 田中 涼

開催まであと3か月になり、島根大会が充実した大会となるよう、大会実行委員が一丸となって準備を進めているところです。

さて、本稿では、島根大会の概要を改めてお示しさせていただきます。

開催日は2025年7月5日(土)～6日(日)、会場は島根県立産業交流会館くびきメッセ(島根県松江市学園南1丁目2-1)で、松江駅から徒歩10分の立地です。

大会テーマは「いのち・権利・暮らしをまもり、支えるソーシャルワーク～人と地域をつなぐ縁結び社会へ～」といたしました。時代が令和に突入して以降、新型コロナウイルスが猛威をふるい、度重なる自然災害により被害が生じ、海の向こうでは今なお戦争が終結する気配がみられないなど、世界規模で人間の「いのち・権利・暮らし」が脅かされる状況が続いています。国内の社会福祉に目を向けると、戦後構築された対象者別の社会福祉では対応できない「制度の狭間」と称される新しい生活課題が生じています。それらが個人の責任にされること、社会的排除されることに立ち向かうことはソーシャルワーカーの使命ではないでしょうか。社会の構造が社会的弱者を再生産していると言っても過言ではない今日、人権保障と権利擁護を実現する社会福祉のあり様を追求し、社会変革につなげていくソーシャルワーク実践を考えたい。これが大会テーマに込めた想い、目的です。

大会1日目の基調講演/シンポジウムでは、本会とつながりの深い東洋大学の高山直樹教授をお迎えし、島根のソーシャルワーク実践をもとに、大会テーマに引き付けながらソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められるものを考えたいと思います。大会2日目の島根特別分科会では、島根県

社会福祉協議会との共催により、地域共生社会実現の要となる包括的支援体制のあり様について検討するプログラムを企画しています。同じく2日目の記念講演では、映画監督の錦織良成監督を講師にお迎え、映画を通じた社会変革についてご講演いただきます。その内容はソーシャルワークと通じるものが多く、皆さまに多くの気づきを与えるものと確信しています。

さて、大会当日は初夏です。暑気払い、大切ですよ。1日目終了後には、季節や時間で様々な表情を見せる美しい宍道湖の湖畔にあるグランアクイール(島根県松江市玉湯町湯町91)を会場に、懇親会も企画しております。地酒、海や山の幸など、島根にはおいしいものがたくさん揃っています。ぜひ、全国の同志と交流を深めていただけたらと思います。

その他にも、皆さまにお越しいただきご満足いただけるよう心の限りの準備をしているところです。「島根は交通の便も悪いし、遠いなあ」なんて声も聞こえてきそうですが、まあまあそう言わずにお越しください。そういう場所に足を運ぶからこそ、身近では手に入らないものが見つかるものです。

If you want to go fast, go alone.

If you want to go far, go together.

(早く行きたければひとりで行け、遠くへ行きたければみんなで行け。—アフリカのことわざ)

この言葉のごとく、ご縁の国しまねに「仲間とともに」お越しください。心よりお待ちしております。



島根大会特設サイトはこちら →

2026年度の全国大会は「縄文の里あおもり」で開催します

公益社団法人青森県社会福祉士会 会長 納谷 むつみ

第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会は、2026年7月4日（土）、5日（日）に青森県で開催いたします。

青森県社会福祉会では開催に向け実行委員会を組織し、会議を重ねております。すでに大会を終えられた栃木県、今年開催する島根県、青森がバトンを渡す奈良県の皆さまにもご参加いただき、熱く楽しく実り多い会議となっています。

「ご縁の国しまね」のあとを受ける「縄文の里あおもり」には、世界文化遺産の縄文遺跡群をはじめ、世界自然遺産白神山地、八甲田連峰、奥入瀬溪流と十和田湖、恐山を戴く下北ジオパークなど、縄文の息吹そのままの大自然が溢れています。恵み豊かであると同時に思うようにならない自然との過酷な闘い、その先にある共生と癒しの豊かな時間は、命の大切さや生きることの意味を教えてください。更に、皆さまご承知の通り、青森には作り手の思いのこもった美味しい食べ物、美味しいお酒も沢山あります。過酷な自然と共存する「じょっぱり魂」を

秘めた県民の温かさ、明るさ、おおらかさもまた、青森の大きな魅力の一つです。

日々の業務に奔走する社会福祉士の「思い」を、もの言わぬ大自然と美味しい食べ物で癒し、同じ「思い」に苦悩する仲間と共に縄文の祭りのように炎高く燃やし尽くしましょう。そして、次の奈良大会へ、またその先へ先へと「思い」の環を繋げて参りたいと考えております。

栃木から島根へと紡がれる「ご縁」を青森へ！多くの皆さまのご参加をお待ちしております。



2024年度臨時総会を開催します

本会は、3月15日（土）に2024年度臨時総会を鉄鋼会館（東京都中央区）で開催します。総会は、正会員である47の都道府県社会福祉士会によって構成し開催します。都道府県社会福祉士会に所属する個人会員への議案資料の送付は行っていませんので、本ニュースにおいて議事項目（案）をお知らせいたします。議案資料は、本会ホームページでご覧になれます。議事録は後日掲載予定です。

議事項目（案）

I 理事会報告

- 第1号報告 2025年度事業計画
- 第2号報告 2025年度収支予算
- 第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告
- 第4号報告 令和6年能登半島地震の被災地支援について

II 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程の制定、他
- 第2号事務連絡 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）
- 第3号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）
- 第4号事務連絡 その他

生涯研修制度 2024年度専門課程修了認定 申請受付について

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。本会は、生涯研修制度を整備するとともに、さまざまな研修や情報を提供し、そのサポートをしています。生涯研修制度における専門課程修了認定申請は、研修受講やスーパービジョン実績などの研鑽内容を自身で確認するとともに、社会に社会福祉士としての責務を果たしていることを示すものでもあります。

『生涯研修制度2024年度専門課程修了認定申請』は2025年4月1日から受付を開始します。

ぜひ、生涯研修制度をご活用ください。

専門課程修了認定申請に関する詳細は、以下をご参照ください。

■申請受付期間

2025年4月1日(火)～6月30日(月)

※郵便は消印有効、E-mailは必着

■申請対象者

1. 「第1期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 基礎課程を修了している方¹、または基礎課程修了とみなされている方²
- (2) 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

2. 「第2期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 第1期専門課程を修了した方、または第1期専門課程修了とみなされている方³
- (2) 専門課程修了申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

■専門課程の対象となる単位について

専門課程の対象となる単位は、認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修や認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョン実績のほか、認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修（ソーシャルワークに関するものに限る）や、研修講師実績（ソーシャルワークに関するものに限る）などが対象となります。

詳細については、本会ホームページに掲載している最新の生涯研修手帳をご確認ください。

生涯研修センターホームページ
「生涯研修手帳」(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>)

生涯研修手帳



■2024年度専門課程修了認定申請の対象期間について

2024年度専門課程修了認定申請をするには、社会福祉士資格取得、前回申請時または2012年4月1日から2025年3月31日までの期間のうちいずれか短い期間に所定の単位を取得していることが必要です。

■申請方法

1. 専門課程修了の申請に必要な書式について

申請に必要な書式は本会生涯研修センターホームページ「生涯研修制度 2024年度専門課程修了認定申請について」(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/shinsei/index.html>)に掲載しています。

(1) 課程修了認定申請書(様式第2号)

課程修了認定申請書の納入証明書添付欄には、振替払込請求書兼受領証やご利用明細票などを添付してください。E-mailで申請の場合は、振込年月日、振込金融機関名を必ず明記してください。振替払込請求書兼受領証の添付がなく、振込年月日、振込金融機関名の記入もない場合は、申請書が受理されません。

(2) 研修単位記録(シートⅠ～Ⅱ)

研修単位の記録は所定の書式に記載していただきます。記入例は生涯研修手帳に掲載しています。

2. 申請手数料および振込口座

(1) 申請手数料

専門課程修了申請手数料：5,000円

※振り込みにかかる手数料は別途ご負担ください。

(2) 振込口座

[振替用紙を使用する場合]

郵便口座番号：00170-0-610110

加入者名：公益社団法人日本社会福祉士会

※1 「基礎課程を修了している方」とは、基礎研修Ⅰ～Ⅲをすべて修了した方を指します

※2 「基礎課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が1回または2回の方を指します

※3 「第1期専門課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が3回以上ある方を指します

〔他行から振込む場合〕

銀行名：ゆうちょ銀行(金融機関コード：9900)
支店名：〇一九店(ゼロイチキユウ店)(店番：019)
預金種目：当座 口座番号：0610110
口座名義：公益社団法人 日本社会福祉士会

3. 申請書類提出先

〔郵送の場合〕

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-1-3
カタオカビル2F
(公社)日本社会福祉士会 生涯研修センター 宛
申請に必要な書類を揃えてお送りください。
封筒の表には必ず「第〇期専門課程修了認定
申請書在中」と明記してください。

〔E-mailの場合〕

提出先メールアドレス：

kenshu-center@jacsw.or.jp

申請に必要な書類を添付してください。メールの件名には必ず「第〇期専門課程修了認定申請」と記載してください。件名が異なると、迷惑メールと認識され削除される可能性がありますのでご注意ください。

なお、メールで申請された場合、受付担当者より確認のメールを返信します(自動返信ではないため多少お時間をいただく場合があります)。申請から1週間以上経っても返信のメールがない場合には、メールの未着などが考えられますので、生涯研修センターまでお問い合わせください。

基礎研修のご案内

－ 生涯研修のスタートは基礎研修から！都道府県社会福祉士会で開催中 －

社会福祉士として研鑽されていく皆さまにとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。まだ、受講されていない方は、受講しませんか？ 基礎研修の受講申し込み等のお問い合わせは、ご所属の都道府県社会福祉士会へお願いします。

＜基礎研修受講のメリット＞

- ・すべての社会福祉士に必要な、価値、知識、技術の基本を学ぶことができます。
- ・共に学ぶ仲間と出会うことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。
(認定社会福祉士取得のためには、通常ルートで30単位が必要となりますが、基礎研修修了者は、生涯研修ルートの選択が可能となり、分野専門研修およびスーパービジョンを受けた実績の合計8単位の取得と認定社会福祉士認定研修の修了で、30単位の取得と同等になります。)
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、研修講師等として活躍していただく場が増えます。

仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り開いて行きましょう！

eラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心のある方に向けて、eラーニング講座を提供しています。是非ご活用ください。視聴ページへは、日本社会福祉士会ホームページのトップページ右上にある「e-Learning講座開講中」からアクセスしてください。

【視聴区分とID・パスワード】

会員の方には、会員証と合わせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵送でお送りしています。ID・パスワードがご不明な場合は、e-learning@jacsw.or.jpまでお問い合わせください。

【ご注意】

視聴区分により、視聴できる講座と視聴料が異なります。

- ① 会員に付与されるIDにアルファベットはつきません。数字のみです。
- ② 会員以外の社会福祉士に付与されるIDはNから始まります。
- ③ 社会福祉士以外に付与されるIDはCから始まります。Cから始まるIDでログインした場合、「基礎研修」は表示されません。

役員改選情報 次期理事候補者決まる

2月8日(土)第4回選挙管理委員会において、再受付の理事立候補者についての郵便投票の開票を行いました。結果は次のとおりです。

【理事候補者】定数2人 ※得票数上位2人が当選

【投票率】100%

【投票数】47票(有効票47票)／正会員

【得票数】全体：47(投票正会員数)×2(候補者連記)

=94(票)

(有効得票数89票・無効得票数0票・棄権

票5票)

(敬称略・得票順)

当選	氏名	所属する都道府県 社会福祉士会
◎	安藤 千晶	静岡
◎	山下 康	神奈川
選外	宮内 祥	岡山

2025年度通常総会から2027年度通常総会までを任期とする理事候補者は、右記の13名となりました。

今後は、6月21日(土)に開催される第37回通常総会における承認を経て、次期理事として正式決定されることとなります。

次期理事候補者名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属する都道府県 社会福祉士会
1	安藤 千晶	静岡
2	伊東 良輔	福岡
3	岡本 達也	富山
4	角山 信司	沖縄
5	神内 秀之介	北海道
6	直木 愼吾	大阪
7	中島 康晴	広島
8	中村 直樹	青森
9	中山 貴之	兵庫
10	丸山 晃	東京
11	宮崎 靖	愛知
12	山下 康	神奈川
13	米田 順哉	愛媛

学会関連情報

『社会福祉士』第32号の発行

本ニュースに研究誌『社会福祉士』第32号を同封しています。

本誌には、都道府県社会福祉士会会員による研究ノート4編と実践研究1編、栃木大会の抄録・ポスター紹介を掲載しています。

ブレ企画「実践研究入門講座」のご案内

第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)の開催にあわせてブレ企画「実践研究入門講座」を開催します(2025年7月5日(土)9:15~11:45)。

詳細は、本ニュースに同封の島根大会開催要綱をご覧ください。



生涯研修センター情報

2025年度成年後見人養成研修の開催について

2025年度の成年後見人養成研修の全国版開催要項を本会ホームページに掲載しています。

本研修は、成年後見制度に関わる様々な立場の社会福祉士を対象とした「成年後見人材育成研修」(認証研修)と、成年後見人等の受任者を養成する「名簿登録研修」の2つに分けて開催しています。

申込方法などの詳細は、全国版開催要項を参考に各県士会より送付される研修開催要項をご覧ください。

その他の情報

2025年度会費の引き落とし

2025年度会費の引落日は4月14日(月)です。引き落とし手数料121円(消費税込)が会費と同時に引き落とすになります。

本会では、次ページ枠内の社会福祉士会に所属する会員の会費引き落としを行っています。その他の方は、ご所

属の社会福祉士会で引き落としを行いますので、所属社会福祉士会の会報やホームページをご覧ください。

会員証の更新について

会員証の有効期限が2025年3月31日となっている方には、3月末日までに更新会員証(有効期限2030年3月31日、写真なし)をご自宅へ送付します(手続き不要、費用なし)。3月

末日までに更新会員証が届かない場合は、4月末までに本会にご連絡ください。なお、更新会員証記載の氏名や所属社会福祉士会に変更を4月末までに連絡いただきましたら無料で再発行いたします。連絡方法は更新会員証に同封の案内をご覧ください。

会員証再発行は手数料が必要です

紛失や記載事項の変更による会員証

の再発行には発行手数料が必要です。

・会員証(写真なし) 500円(税込)
 ・会員証(写真入り) 1,000円(税込)
 発行する場合は、本会ホームページの「よくある質問」に掲載している会員証再発行申請書をご覧のうえ郵送にて申請してください。会員証の再発行や種類の変更をしても有効期限は再発行または変更前と同じです。

事務手続き

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。右記に所属する方や所属の社会福祉士会に変更がある方は、本会へご提出ください。

退会手続きについて

社会福祉士会の退会については所定の退会届によるお手続きが必要です。手続きの詳細は、本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください。本会では、右記の社会福祉士会に所属する会員からの退会希望を受け付けています。その他の社会福祉士に所属する方は、所属の社会福祉士会へお問い合わせください。

退会する方は、所定の退会届を本会に3月31日(月)(必着)で郵送にて提出することが必要です。期日を過ぎますと次年度も会員継続となりますのでご注意ください。

- ・社会福祉士会は年度制(4月から翌年3月末)のため在籍年度の会費までご納入が必要です。
- ・社会福祉士会を退会されると、会員番号および研修履歴等は削除されます。
- ・ばあとなあ名簿登録者の方は「ばあとなあ名簿登録抹消申請書」を所属の都道府県社会福祉士会ばあとなあへご提出ください。
- ・独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を本会へご提出ください。
- ・認定社会福祉士の登録者は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。
- ・認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザー登録者で、本会から推薦をうけている場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなります。

変更届、退会手続きについての詳細は→



2024年度に本会が事務代行をしている社会福祉士会

青森、岩手、宮城、山形、茨城、群馬、富山、石川、福井、山梨、静岡、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、高知、長崎、熊本、鹿児島

その他の方は、ご所属の都道府県社会福祉士会事務局へ直接ご提出ください。

2025年度から千葉も事務代行します。

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

3月

- 1日(土)～2日(日) 依存症回復支援者研修(ソーシャルワーカー5団体主催)
- 2日(日) 基礎研修プログラム検討PT 世界ソーシャルワーカーデー2025記念イベント(日本ソーシャルワーカー連盟主催)
- 9日(日) 災害担当者会議 認定社会福祉士登録推進委員会
- 15日(土) 臨時総会・第12回理事会
- 16日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会 SSW実践アドバイザー研究交流集会
- 18日(火) 多文化ソーシャルワーク

プロジェクト

- 20日(木) 老健事業作業委員会 中核機関PT
- 23日(日) 独立型社会福祉士委員会
- 29日(土) 虐待対応専門職チーム経験交流会
- 29(土)～30日(日) 認定社会福祉士 認定研修

4月

- 5日(土) 学会運営委員会
- 12日(土) 独立型社会福祉士委員会
- 19日(土) 第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会
- 20日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会

5月

- 11日(日) 第1回全国生涯研修委員会議
- 17日(土) 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会

6月

- 21日(土) 第37回通常総会 第3回理事会 第1回臨時理事会 第2回臨時理事会

都道府県社会福祉士会 会員情報

12月31日付	会員数	46,671人
12月中	入会	会員数 39人
前年同月	会員増減数	1,053人増
前年同月	会員増減率	2.31%増